

令和7年12月19日

## 令和8年度与党税制改正大綱に対する都の見解

今般の税制改正大綱において、令和8年度税制改正において結論を得るとした道府県民税利子割に係る清算制度の拙速な導入はもとより、東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の改悪方針が示された。

地方税制の根幹を歪め、地方自治を否定するのみならず、東京の成長を阻害し、ひいては国益を損なうものである。

都として到底承服できるものではなく、断固として反対であることを表明し、以下のとおり見解を示す。

### <道府県民税利子割>

道府県民税利子割について、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入し、令和8年度分以後の道府県民税利子割について適用する、との方針が示された。

都としては、るべき税制が「住所地課税」であることについては、国と同様の認識である。

しかしながら、国が「るべき税収帰属との乖離」とする根拠は、都道府県単位ですらなく、県庁所在地を対象としたもので、調査対象数は都の世帯総数約745万世帯に対して210世帯のみで、その割合はわずか0.0028%と極めて少ないサンプルに基づくものである。東京都税制調査会においても、有識者から信頼性が低いと言わざるを得ない、と指摘している。

また、国が見直す根拠とした利子割税収全体に占める都シェアの大幅な増加は令和4年度と5年度の2年のみであり、令和6年度には既に大幅に低下していることから今後のトレンドは不透明であると、都は国に対し、繰り返し指摘してきた。

今般、9月末時点の都のシェアは令和3年度以前に近い約30%にまで急減しており、国が主張する都の利子割シェアが40%を超える状況が継続しているという、議論の前提や分析は実態と乖離するもので、都の主張を裏付ける証左となっている。

これは、都がこれまで再三指摘をしてきた、実態把握の必要性や、丁寧に議論を進め、「住所地課税」実現への道筋を示すことの必要性が、改めて明らかになったものである。

加えて、税のあり方に関する重要な議論については、正しく検討の内容を伝えていくためにも、議事録の全文公開など、オープンな形を取るべきと求めてきたが、国の検討会は非公開のまま議論が進められ、具体的な議論の詳細は明らかにされていない。

実態を踏まえない清算制度の安易な導入は、本来目指すべき「住所地課税」の実現に逆行するおそれがあり、本来の目的とは異なる拙速な制度の改悪は、許されるものではない。

このまま、不十分なデータによる拙速な議論に基づき法案の提出がなされるようであれば、国地方係争処理委員会への申出も含め、さまざまな対応を検討していく。

## <地方税体系>

地方税体系について、財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在により生じているとして、

- ・ 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る
- ・ 加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る、との方針が示された。

東京を狙い撃ちにし、都の税収を一方的に収奪するための地方税制の改悪・地方自治の否定であり、都は断固として反対する。

「税源偏在」や「財政力格差」の根拠はない。極めて不合理な税制度の見直しであり、到底容認できるものではない。

大前提として、これまでの不合理な税制度の見直しにより、都は現在においても、本来であれば都民のために活用されるべき年間1.5兆円もの都税収入が国に奪われ、他自治体に分配されている。

機械的に46道府県で割り返せば、各々に毎年300億円以上もの都税収入が配分されている状況にあり、都民にとって貴重な都税収入を奪われることには、断固として反対する。

そもそも令和元年度の地方法人課税の不合理な見直しでは、法人二税のシェアが都内総生産のシェアを上回っていることを根拠に、

都に税収が偏在するとしたが、現在の都の税収シェアは都内総生産シェアを下回る水準にあり、さらに拡大している傾向もない。

また、「東京都だけ税収が大きく伸びている」かのような意見や主張があるが、令和5年度と6年度決算の比較では、東京都の伸び率は、47都道府県中34位であり、こうした指摘は当たらない。

加えて、固定資産税は、土地や建物などの資産価値に応じ、行政サービスの対価として都民が負担する市町村税である。地方法人課税はもとより、固定資産税を所在地以外の他自治体に分配することは、応益性の原則を歪め、地方税制の根幹を真っ向から否定する行為である。

今般の税制改正大綱では、都の財源超過額が2年連続で過去最高となったことを理由に、財政力格差が拡大しているとしている。

しかしながら、財源超過額は、地方交付税の算定に当たって、国が定めた一定の基準で計測したものに過ぎず、あくまで理論値に過ぎない。大都市特有の財政需要が反映されず、都の実態とは大きく乖離した、地方交付税の算定上の理論値を論拠とする地方税体系の構築は全く容認できない。

そもそも、現行の地方交付税制度の下では、各々の自治体の税収が増えたとしても、地方交付税が減少し相殺されることで、自由に使える財源がほとんど増えず、自治体の努力は報われない。こうした地方交付税の仕組みは、地方税収全体が増加傾向にある中、地方自治の本旨にもとり、時代にそぐわないものとなっている。

熾烈な国際競争の中、国も地方も共に成長していかなければならぬ状況において、制度疲労とも言うべき綻びが生じている地方交付税制度の抜本的な改善を図ることなく、都の税源のさらなる収奪を図るため、意図的に東京を標的とする国の手法は限界を迎えてい

る。

都が繰り返し主張してきた「地方税に地方交付税等を加えた人口一人当たりの一般財源額は、全国平均と同水準である」との比較を敢えて黙殺するのは、国自身が地方交付税制度が機能していないことを認めているからに他ならない。

東京の税収を切り分けるのではなく、取り組むべきは、地方への税源移譲による税財源配分の見直しや、地方の固有財源となる地方交付税率の引き上げなど、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充を図ることである。

その上で、我が国の成長戦略とは相反する現行の地方交付税の仕組みを抜本的に改善し、增收局面において地方の努力が報われるインセンティブを強化すべきである。

#### <東京都の対応>

今般の税制改正大綱で示された道府県民税利子割及び地方法人課税等の不合理な見直しは、根拠や考え方の一貫性がなく、東京を狙い撃ちにしたものである。

限られたパイを奪い合う内向きの議論の先に、我が国の未来はなく、ひいては国益を損なうことにはかならない。

東京都は、都民の利益と福祉を守り抜くため、地方税制度の改悪に対し、あらゆる手段を用いて対抗していく。